

保育臨床における「保育カウンセリング」と「保育ソーシャルワーク」の視点

古池 若葉
(児童学科)

幼稚園、保育所、認定こども園等の保育の場における主に心理士（師）による保育臨床活動は、従来より心理臨床の知見に依拠した「保育カウンセリング」の視点に基づいて行われてきた。その活動においては、支援の対象となるそれぞれの乳幼児の発達のな特徴や子どもとその保護者との関係性等に焦点を置いた子ども・保護者理解と支援が中心であり、児童相談所、保健センター、発達支援センターや小児科・児童精神科等の外部機関との連携は、重要な活動の一つではあるが、副次的なものとして扱われてきたと言える。しかしながら、2021（令和3）年8月に文部科学省が学校教育法施行規則を改正し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置を幼稚園にも準用するとしてを受け、今後の保育臨床活動においては、「保育ソーシャルワーク」の視点の重要性が増していくことが予想される。本稿では、保育現場における保育臨床の現状と課題について論じた丸山（2022）と藤後ら（2022）に主に依拠しながら近年の保育施策と保育臨床活動との関係を整理した上で、藤後ら（2022）が提起した「保育カウンセリングと保育ソーシャルワークの融合」という新たな視点の有効性について論じた。

キーワード：保育カウンセリング、保育ソーシャルワーク、社会的子育て、キンダーカウンセラー、保育臨床

1. 学校教育現場における心理及び福祉の専門職活用の現状と本稿の目的

近年、我が国の教員の長時間勤務が深刻な状況であるという問題意識が高まっている。それを踏まえて、学校における働き方改革が進められつつある。この流れは、「チームとしての学校」のあり方とも結びついている。「チームとしての学校」というコンセプトは、2015（平成27）年12月に中央教育審議会が答申した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」に端を発する。同答申では、「チームとしての学校」が必要な理由を、「心理や福祉等の専門スタッフの参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、教育活動を充実していくことが期待できる」として、「チームとしての学校」を実現するために、次の3つの視点に沿って施策を講じていくことが重要だと述べられている：(1) 専門性に基づくチーム体制の構築、(2)

学校のマネジメント機能の強化、(3) 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備。このうち(1)の視点については、「学習指導や生徒指導等に取り組むため、指導体制の充実が必要である。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進めるべきである」と説明されており、学校における心理及び福祉の専門職の活用が打ち立てられている。これらの専門職は、それぞれスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）として以前から学校現場に配置されてきたが、その活用がより重要視されるようになったのである。

その後、2017（平成29）年4月1日から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」により、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務が規定され、そ

それぞれの名称及び職務等が明らかにされた。具体的には次のとおりである（平成29年3月31日付「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記載より。下線部は筆者が付した）。

【スクールカウンセラーの職務内容】

スクールカウンセラーは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見、支援・対応等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、児童生徒、保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）、助言・援助（コンサルテーション）等に従事すること。

具体的なスクールカウンセラーの職務は、次のものが考えられること。

（不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、支援・対応等）

- ・児童生徒及び保護者からの相談対応
- ・学級や学校集団に対する援助
- ・教職員や組織に対する助言・援助（コンサルテーション）
- ・児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

（不登校、いじめ等を認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助）

- ・児童生徒への援助
- ・保護者への助言・援助（コンサルテーション）
- ・教職員や組織に対する助言・援助（コンサルテーション）
- ・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

【スクールソーシャルワーカーの職務内容】

スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の

課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事すること。

具体的なスクールソーシャルワーカーの職務は、次のものが考えられること。

（不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、支援・対応等）

- ・地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け
- ・学校アセスメントと学校への働き掛け
- ・児童生徒及び保護者からの相談対応
- ・地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

（不登校、いじめ等を認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助）

- ・児童生徒及び保護者との面談およびアセスメント
- ・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
- ・自治体における体制づくりへの働き掛け

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する上記の職務内容の中には、「児童生徒及び保護者からの相談対応」にみられるような共通の活動も含まれている。しかしながら、おおむねスクールカウンセラーは学校内で児童生徒・保護者・教職員・学級集団・学校集団の人々をアセスメントし、それらの人々にカウンセリングやコンサルテーションなどの働きかけをしながら支援する役割を担い、スクールソーシャルワーカーは学校や地域をアセスメントし、学校内の連携・支援チーム体制を構築するとともに、学校と関係機関との連携を図りながら支援する役割を担っていると言える。

こうして、小・中・高校の学校教育現場において、スクールカウンセラーは児童生徒や保護者のカウンセリングや教職員のコンサルテーションを主に担う心理の専門職、スクールソーシ

ソーシャルワーカーは学校及び在籍児童生徒や保護者と関係機関や地域をつなぐ役割を主に担う福祉の専門職として活用されるようになってきている。それでは、就学前の保育の場はどのような状況だろうか。2021（令和3）年8月に文部科学省が学校教育法施行規則を改正し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定が幼稚園にも準用されることになった。この流れを受けて、2022（令和4）年には、幼稚園や保育所等における保育カウンセリングや保育ソーシャルワークの現状と展望をテーマとした書籍が相次いで出版されている（例えば、藤後・柳瀬・野田・及川、2022；丸山、2022）。本稿では、丸山（2022）と藤後ら（2022）に主に依拠しながら近年の保育施策と保育臨床活動との関係を整理した上で、藤後ら（2022）が提起した「保育カウンセリングと保育ソーシャルワークの融合」という新たな視点の有効性について論じる。

2. 子育て施策と保育カウンセリング事業

2.1 近年における我が国の幼児教育・保育の施策の概略

現代の日本では、就学前の多くの幼児が幼稚園、保育所、認定こども園のいずれかの施設に通っている。これらの施設の管轄は、幼稚園が文部科学省、保育所が厚生労働省、認定こども園が内閣府であり、省ごとに各施設の教育方針や保育方針が定められてきた。しかし、「どの施設に通っても同じ水準の幼児教育、保育環境が保証されるように」とのねらいから、各施設の幼児教育基準が統一され、2017（平成29）年の3月に、その基準に沿って幼稚園の「幼稚園教育要領」、保育所の「保育所保育指針」と認定こども園の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改訂された。さらに、子どもに関する所管が文部科学省、厚生労働省、内閣府等の省庁に分かれ、縦割り行政になっているとの問題意識を背景に、子どもを取り巻く行政分野を一元化する行政機関として、2023（令和5）年3月にこども家庭庁が発足した。

上述したように、就学前の保育・幼児教育施

設の種類が複数にわたることから、これまで保育・幼児教育施設における心理臨床活動は多様な展開を見せてきた。しかしながら、各施設の幼児教育基準が統一され、また、子どもに関係する行政分野が一元化されたことに伴い、各施設における心理臨床活動についても、施設によらずその支援の質を一定程度の水準にそろえていく方向性が今後は求められるようになるだろう。先述したとおり、2021（令和3）年8月に学校教育法施行規則が一部改正され、それまで小学校、中学校、高等学校を対象としていた「スクールカウンセラー」の規定が幼稚園にも準用されるようになったことは、保育所、認定こども園での保育臨床活動においても、「スクールカウンセラー」が準用されていく道筋をつけたと言える。

2.2 義務教育を中心とする我が国のスクールカウンセラー活用事業の開始と展開

丸山（2022）は、我が国におけるスクールカウンセラーの活用の歴史を振り返り、現在までのその展開と、「スクールカウンセラー」の規定が幼稚園に準用されるに至る経過を丁寧に記述している。丸山を踏まえてその過程を簡潔に示せば、次のとおりである。1995（平成7）年に文部省（現在の文部科学省）が、深刻化するいじめや不登校の増加などの問題を解決するために「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」を開始して、初年度に各都道府県の公立校154校にスクールカウンセラーを配置した。その後、事業5年目の1999（平成11）年度には配置校数が2015校へと拡大した。さらに2001（平成13）年度からは「スクールカウンセラー等活用事業補助」として本格的に開始され、2022（令和4）年度は2万7500校の配置校が予定されて現在に至っているという。その間にスクールカウンセラーを配置した校種については、2001（平成13）年度に「スクールカウンセラー等活用事業補助」が開始された当初は中学校を中心に配置が拡大していったが、教育現場では早くから「予防的観点から小学校、保育所などにもスクールカウンセラーを配置してほし

い」等の声が挙がり、小学校については、2007（平成19）年の改正省令によりスクールカウンセラーの配置が可能になっている。

このように、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」の開始から四半世紀あまりの間に、小・中学校を中心に、スクールカウンセラーの配置が劇的に拡大し、就学以降の児童生徒とその保護者や教職員を心理面で支援する体制の整備が進んできた。一方、先述したとおり、「スクールカウンセラー等活用事業補助」が開始された早い時期から、就学前の保育・幼児教育の場へのカウンセラー配置が要望されていた。以下では、スクールカウンセラーの活用事業を進めてきた文部科学省が就学前の子ども・保護者や保育者への心理支援についてどう取り組んできたかについて、主に丸山（2022）に沿いながら概観する。

2. 3 幼児教育・保育におけるカウンセリング事業への道のり

先述したとおり、2007（平成19）年の文部科学省の改正省令により小学校へのスクールカウンセラーの配置が可能になったが、それと前後して、幼児教育・保育の場での「カウンセリングを行う専門職種の配置」についての検討が始まった。具体的には、2004（平成16）年に中央教育審議会（以下、「中教審」と表記）初等中等教育分科会幼児教育部会が「保育カウンセラー」の導入を提案したことに端を発する。このときの中教審の資料（図1）には、中教審が提案する「保育カウンセラー」の職務内容や求められる専門性が示されているが、その専門家像をわかりやすく要約すれば、「スクールカウンセラーの資格要件に準じた心の専門家が、定期的に園を訪れて子どもを観察し、臨床心理学の側面から見た子どもの姿を伝えることで、保育者の指導を支援したり、保護者からの育児相談や発達相談などに応じる」（丸山、2022）というものである。このような「保育カウンセラー」を活用できるように自治体に対応するというのが中教審の提案であった。

なお、「保育カウンセラー」という名称につい

ては、中教審の初等中等教育分科会幼児教育部会が一般名称として使用した「保育カウンセラー」とは別に、商標登録された同一名称がある。具体的には、公益社団法人全国私立保育連盟が、1993（平成5）年から「育児カウンセラー養成講座」を開催し、養成講座を修了した人に認定していた資格を、「保育カウンセラー養成講座」と改名して、2005（平成17）年に商標登録している。そこで、これと区別するために、本稿では中教審が提案した一般的な名称の方を、丸山（2022）に倣って「保育カウンセラー」と表記することにする。ちなみに、「公益社団法人全国私立保育連盟 令和5年度第14回保育カウンセラー資格認定制度実施要綱」によれば、「保育カウンセラーは、保育等の専門性を有し、カウンセリングマインドを持ち、保育カウンセリングの知識を用い、実践を行うことができる保育者のことです」とされている。したがって、公益社団法人全国私立保育連盟が認定している保育カウンセラーは、カウンセリングマインド、及び保育カウンセリングに関する一定の素養を持った保育者を認定する資格と考えられる。

さらに、中教審による「保育カウンセラー」導入の提案があった翌年の2005（平成17）年から、文部科学省による「幼児教育支援センター事業」が開始された。同省によれば、この事業の趣旨は、「幼児教育を地域に開かれたものにしていくとともに、地域で幼児教育の振興のための取組を支援するため、市町村教育委員会等内に保育カウンセラー等の専門家からなる幼児教育サポートチームを設置し、地域の関係機関と連携を図り、域内の幼稚園等施設、家庭等を支援する体制の整備を目指す」とされている。佐伯（2010）は、中教審の「保育カウンセラー」導入の提案から幼児教育支援センター事業の実施までの流れを丁寧に記述している。それによれば、幼児教育支援センター事業は「子育てに不安を抱える保護者等へのカウンセリング等を行う『保育カウンセラー』等からなるサポートチームを市町村教育委員会に設け、幼稚園等施設や家庭、地域社会における教育力を支えるための体制を整備する」とされる。また、その効

果としては「身近な幼稚園において保育カウンセラーによる相談活動を行なうことにより、気軽に相談に応じる体制が整い、保護者の子育て等の悩みの軽減が見込まれる」とされているという。この事業によって、東京都日野市をはじめ、いくつかの地域にサポートチームが組織され（佐伯によれば、2010年刊行の論文執筆時点で21地域）、支援体制の整備が行われた。

以上のように、「保育カウンセラー」が全国の幼児教育・保育の場で活用されていく中で、2008（平成20）年7月の幼稚園教育要領解説に、子育て支援活動の具体例として初めて「カウンセラー」という言葉が登場した（同書203ページに「子育て相談の実施（現職教員、…カウンセラーなどによるもの）」）。また、10年後に改定された2018（平成30）年2月の同解説にも具体例として3か所で「カウンセラー」の語が用いられている。3つの具体例とは「子育て相談の実施（現職教員、…カウンセラーなどによるもの）」（255ページ）、「カウンセラーや保健師等の専門家…との連携及び協力」（256ページ）、「カウンセラーや保健師等の専門家や、市町村などの関係機関と連携」（257ページ）というものであり、10年の間に展開された保育カウンセラーによる多様な支援を反映して活動の具体例が増えたものと思われる。

上記のように、2004（平成16）年の中教審による「保育カウンセラー」導入の提案以降の、いわば「保育カウンセラー」導入事業の展開を通して、幼児教育・保育の場に心理臨床の専門職である「保育カウンセラー」が入りつつある。しかしながら、丸山（2022）によれば、文部科学省初等中等教育局幼児教育課がほぼ隔年で行っている幼児教育実態調査の結果を詳細に分析すると、「保育カウンセラー」の活用以前に「子育て支援活動実施園」自体が調査回答園数の20%程度に過ぎず、スクールカウンセラーに比べて、幼稚園では「カウンセラー」の活用が立ち遅れており、広がりにくいという。

「保育カウンセラー」の活用が不十分な状況を背景に、2021（令和3）年8月に、幼稚園においてもスクールカウンセラーの規定を準用す

るよう学校教育法施行規則の一部が改正された。幼児教育・保育の場での心理の専門職である「保育カウンセラー」の一層の活用が促された形である。以上の幼児教育・保育における「保育カウンセラー」導入の流れについては、表1にまとめた。

なお、2021（令和3）年8月の改正は、「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定の幼稚園への準用について」とされていることに注意を要する。本稿の「1」ですでに述べたとおり、2015（平成27）年12月に中教審が「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の答申を行い、その後2017（平成29）年4月1日施行の「学校教育法施行規則一部を改正する省令」により、スクールカウンセラー及びスクールソ

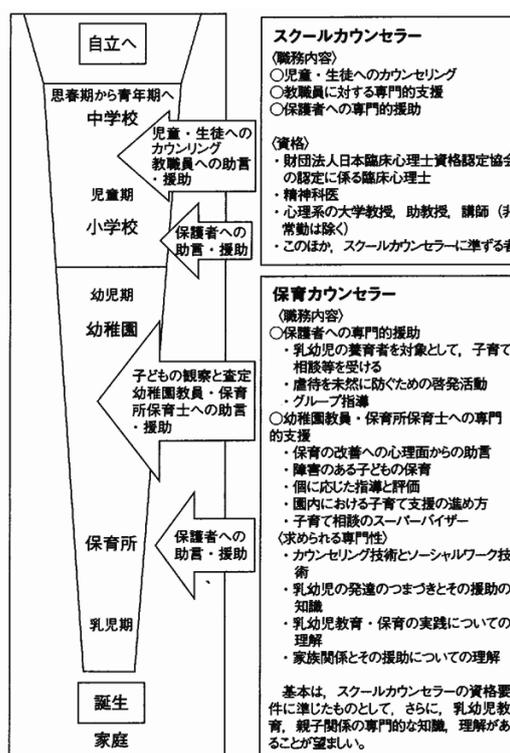


図1 「保育カウンセラー」の専門性

（中央教育審議会初等中等教育分科会資料より）
 （注）上図は2004（平成16）年の提案に基づいているが、その後、心理学に関する専門的知識及び技術にかかわる国家資格として2019（平成31）年2月より「公認心理師」が誕生している。上図のスクールカウンセラーの＜資格＞には、現在では公認心理師も含まれる。

ーカーの職務が規定されることで、学校現場ではスクールカウンセラーとソーシャルワーカーという2つの専門職が活用されている。幼稚園においても、スクールカウンセラーのみならず、スクールソーシャルワーカーの準用が主張されているのである。

表1 幼児教育・保育における「保育カウンセラー」導入の流れ

2004年 (平成16年)	中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育部会が「保育カウンセラー」の導入を提案
2005年 (平成17年)	文部科学省が「幼児教育支援センター事業」を開始 ※「保育カウンセラー」等からなるサポートチームを市町村教育委員会に設け、幼稚園等施設や家庭、地域社会における教育力を支えるための体制を整備することが目指される
2008年 (平成20年)	幼稚園教育要領解説に初めて「カウンセラー」の語が登場
2018年 (平成30年)	幼稚園教育要領解説における「カウンセラー」の語の使用が増
2021年8月 (令和3年)	幼稚園においてもスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの規定を準用するよう学校教育法施行規則の一部が改正される

2. 4 保育・教育現場における多様な「保育カウンセリング」展開の現状

前項（2. 3）では、2004（平成16）年の中教審による「保育カウンセラー」導入の提案から、2021（令和3）年8月の学校教育法施行規則の一部改正による幼稚園へのスクールカウ

ンセラー既定の準用までの流れを概観した。一方、「保育カウンセラー」導入の提案に先駆けて、大阪府では2003（平成15）年から「キンダーカウンセラー派遣事業」が開始されている。この事業は、大阪府私立幼稚園連盟に大阪府臨床心理士会が全面協力する形式で実現した。その後、関西では京都府と兵庫県が同様の派遣事業を開始している。また、文部科学省が関わっている中教審の先の提案とは別に、2011（平成23）年には、厚生労働省における発達障害者支援施策の1つとして巡回支援専門員整備事業が開始されている。この事業に従事する相談員は、保育巡回相談員（巡回相談員）と呼ばれている。保育巡回相談員は、発達障害等に関する知識を有する専門家として、「保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」を行っている。中教審が提案した「保育カウンセラー」との違いは、厚生労働省の事業であること、発達障害者支援施策の1つであること、相談員の専門性が発達障害等に焦点づけられていること、事業の目的が障害の早期発見・早期対応のための助言等にあることと言えるだろう。

以上で概略を示した「保育カウンセラー」、キンダーカウンセラー、保育巡回相談員のそれぞれについては、丸山（2022）が詳述しているので参照されたい。ここでは、関西で展開されているキンダーカウンセラー派遣事業に主に焦点を当てながら、他の自治体で行われている支援事業も含めて、その展開を表2にまとめた。それぞれの自治体が、地域の幼児教育・保育の場における支援ニーズに応えるために、その地域の臨床心理士等のリソースを活用しながら事業を行い、支援体制を整備していった様子がうかがえる。

表2 関西におけるキンダーカウンセラー派遣事業及び他地域の乳幼児支援事業の事例と幼児教育・保育関連施策

2003年 (平成15年)	大阪府の「キンダーカウンセラー派遣事業」開始（大阪
------------------	---------------------------

	府私立幼稚園連盟に大阪府臨床心理士会が全面協力)	県私立幼稚園協会に対して兵庫県臨床心理士会が園とカウンセラーのマッチング派遣に協力)
2004年 (平成16年)	文部科学省が幼児教育・保育の場での「カウンセリングを行う専門職種の配置」についての検討を開始(中央教育審議会の初等中等教育分科会幼児教育部会による「保育カウンセラー」導入の提案を受けて)	(丸山(2022)及び滝口・山口(2008)をもとに作表)
	文部科学省が「新しい幼児教育の在り方に関する調査研究」を開始	3. 「社会的子育て」という視点と保育カウンセリング・保育ソーシャルワーク
2005年 (平成17年)	同省が「幼児教育支援センター事業」を開始	以上では、主に丸山(2022)に沿って、小・中学校や高校におけるスクールカウンセラー事業の展開から、幼児教育・保育の現場へのスクールカウンセラー(「保育カウンセラー」)の準用へという流れを見てきた。その中で、学校現場ではスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーという2つの専門職が活用されるようになっており、幼稚園においても、両者の準用が主張されていることについて触れた。しかし、丸山(2022)が指摘しているとおおり、現状では、学校でのスクールカウンセラー活用に比べて、幼稚園での「カウンセラー」の活用は立ち遅れている。したがって、学校現場のように、同時並行的に2つの異なる専門職を保育の場に導入することは、現状では難しいと考えられる。各自治体のそれぞれの地域の支援ニーズに応じて、心理職または福祉の専門職のいずれかが「保育カウンセラー」の役割を担うという支援スタイルを、当面は取らざるを得ないだろう。図1の「保育カウンセラー」における<求められる専門性>には「カウンセリング技術とソーシャルワーク技術」が挙げられている。このことは、中教審が提案している「保育カウンセラー」の専門性が、現在の学校現場におけるスクールカウンセラーのような、狭義の心理職に限られないことを意味しているだろう。
2006年 (平成18年)	東京都日野市が上記事業の指定を受け「保育カウンセラー事業」を推進	以下では、「保育カウンセラー」が単独でスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割を果たしうるのかについて検討する。
2009年 (平成21年)	京都府の「キンダーカウンセラー派遣事業」開始(京都府私立幼稚園連盟に対して、京都府臨床心理士会が園とカウンセラーのマッチング派遣に協力)	3. 1 心理職としての「保育カウンセラー」活動の職務内容の現状
2010年 (平成22年)	北九州市で臨床心理士による「保育カウンセラー事業」開始(虐待等が疑われる子どもやその保護者に対応する保育所を訪問し、保育所への助言・指導を行うというもの)	表2からうかがえるとおり、「保育カウンセ
2019年 (令和元年)	兵庫県の「キンダーカウンセラー制度(正式名称は私立幼稚園等子育て支援カウンセラー事業)」開始(兵庫	

ラー」に相当する、各自治体のキンダーカウンセラー事業等では、その自治体にある臨床心理士会が心理の専門職の派遣を担っていることが多い。したがって、現状では「保育カウンセラー」職にある者の専門性は、臨床心理士、あるいは公認心理師に代表される心理学的なアプローチが中心であると考えられる。それでは、「保育カウンセラー」の専門教育において、この職に求められる「ソーシャルワーク技術」はどの程度学修されているだろうか。

現行の臨床心理士や公認心理師の教育カリキュラムでは、「保育カウンセリング」に特化した授業科目は僅少であると考えられることから、ここでは、保育カウンセリングにおけるソーシャルワーク技術の学習内容を知る手掛かりとして、「保育カウンセリング」の語をタイトルに含み、保育カウンセリングを概説している専門書を検討する。対象としたのは、中教審による「保育カウンセラー」導入の提案があった2004（平成16）年以降に刊行された保育カウンセリングをテーマとする書籍である。なお、「保育カウンセリング」をテーマとしていても、保育者がカウンセリングマインドを学習することに特化した書籍は除外した。本稿の執筆時点で、計11点の書籍が該当した。それらの書誌情報は表3のとおりである。

表3 2004（平成16）年以降に刊行された保育カウンセリングをテーマとする書籍（刊行年順）

1. 伊志嶺美津子（2007）. 子どもと親を幸せにする 保育者・支援者のための 保育カウンセリング講座 フレーベル館
2. 滝口俊子・山口義枝（2008）. 保育カウンセリング（放送大学教材）放送大学教育振興会
3. 浅野房雄（2009）. 一人一人を生かす 保育カウンセリングの理論と実践 明治図書出版
4. 富田久枝（編）（2009）. 保育カウンセリングの原理 ナカニシヤ出版
5. 藤後悦子（2010）. 保育カウンセリングーここからはじまる保育カウンセラー

への道 ナカニシヤ出版

6. 石井信子・藤井裕子・森 和子・杉原康子（2014）. 改訂版 乳幼児の発達臨床と保育カウンセリング ふくろう出版
 7. 大竹直子（2014）. やさしく学べる 保育カウンセリング 金子書房
 8. 滝口俊子（2015）. 子育て支援のための 保育カウンセリング ミネルヴァ書房
 9. 富田久枝・杉原一昭（2016）. 改訂新版 保育カウンセリングへの招待 北大路書房
 10. 藤後悦子（監修）・藤後悦子・柳瀬洋美・野田敦史・及川留美（編）（2022）. 社会的子育ての実現一人とつながり社会をつなぐ、保育カウンセリングと保育ソーシャルワーク ナカニシヤ出版
 11. 丸山直子（2022）. 幼稚園版スクールカウンセラー 導入・活用・実践ガイド 日本法令
-

これらの書籍の内容において、ソーシャルワーク技術について単独の章を設けているものは、文献2, 3, 5, 6, 8, 9, 10, 11であった。過半数の書籍がソーシャルワーク技術にも目配りをしていて、ただし、そこで取り上げられている内容は、主に「虐待への対応」や「紹介できるリファーマ機関」といったものが多く、ソーシャルワークの視点からケースを見立て、支援を組み立てる方法について踏み込んで論じているものは少なかった。

しかしながら、文献10の藤後・柳瀬・野田・及川（2022）は、「第13章 社会的子育ての実現に向けてー保育カウンセリングと保育ソーシャルワークの融合ー」において、「社会的子育て」という視点から、保育カウンセリングと保育ソーシャルワークを柔軟に用いながら支援をしていく視点と手法を詳述しており、これからの「保育カウンセラー」活動を考えていくうえで、非常に示唆に富んでいる。

3. 2 「社会的子育て」の視点

藤後ら（2022）は、我が国の子育てを取り巻く状況の変化について概観した上で、子育ての負担を母親一人で担うという従来の在り方の限界を指摘し、それに代わるアプローチとして「社会的子育て」を提案している。そこでの指摘は次のようなものである。

箕浦（2001）によれば、生みの親が子育てに責任を負うという観念は、日本の歴史においては比較的新しいことであり、乳幼児期の死亡率の高かった時代は、子どもは授かりものであり、村全体で大事に育てていくものとして、名付け親・子守親・拾い親などの多様な仮親が子どものための福祉ネットワークとなっていた。しかし、戦後の高度経済成長とともに、日本の社会構造が大きく変化し、性別と年齢に応じた役割分担が極めて明確な社会となり（本田，2014）、核家族が中心である現代では、子育ての負担や責任が女性である母親に、大きくのしかかるようになった。こうした閉塞的な環境での子育てにより、育児不安、児童虐待、育児放棄や親の過干渉による子の自立不全などの問題が生じるようになった。この状況を打開するためには、家庭に閉じ込めてしまった子育てを新たなネットワークで支えていくことがこれからの社会に求められているという。

藤後ら（2022）は、こうした子育ての在り方を「社会的子育て」と概念化し、血縁家族主体の子育てでは限界があり、「子育て支援社会の構造という大きな枠組みの中で、共に子育てを行っていく」（山本，2016）ものとして重視している。そのうえで「社会的子育て」の実現に向けて、心理、社会福祉、保育の分野から検討し、特に保育現場を軸にして、“人とつながる”「カウンセリング」と“社会をつなぐ”「ソーシャルワーク」の融合を目指している。保育・幼児教育の場で支援するアプローチもこの視点から行おうというのが藤後ら（2022）の主張である。

3. 3 保育カウンセリングと保育ソーシャルワークの融合という視点

藤後ら（2022）は、保育・幼児教育の場にお

ける支援について、「保育カウンセリングと保育ソーシャルワークの融合モデル」を提案している。このモデルは次の3つのモデルに分けられる：(1) 支援の場に心理専門職としてのカウンセラーと社会福祉専門職としてのソーシャルワーカーの2名の専門職が配置されている場合、(2) 支援の場にカウンセラーとソーシャルワーカーのどちらかの心理・社会福祉専門職が1名いる場合、(3) 支援の場にカウンセラーもソーシャルワーカーも配置されておらず、心理・社会福祉専門職がない場合。先述したとおり、現状では保育・幼児教育の場への「保育カウンセラー」及び保育ソーシャルワーカーに相当する専門職の配置はなかなか進んでいない。藤後らが指摘する(3)のケースがむしろ一般的であろう。藤後らは、こうした保育・幼児教育の現場の実情を踏まえたうえで、支援の対象となる子どもや保護者が抱える問題をどのように見立て、支援したらよいかについて、モデルごとに事例を提示しながら解説している。本稿では紙面の都合からそのアプローチの詳細には触れないが、藤後らが提案したアプローチは、今後の「保育カウンセラー」の活動にとって、非常に有用な視点を提示しており、「保育カウンセラー」に限らず、保育・幼児教育の場で活動する教職員が学ぶ価値が高いことを指摘しておく。

4. まとめ

本稿では、丸山（2022）に主に依拠しながら近年の保育施策と保育臨床活動との関係を整理した。その中で触れたように、現在では、幼稚園にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを準用するという方向性が示されている。ただし、現状では、保育・幼児教育の現場においては、「保育カウンセラー」という専門職でさえ、十分に普及していない。藤後ら（2022）は、「保育カウンセリングと保育ソーシャルワークの融合」という新たな視点を提起している。この視点に立てば、心理職または福祉職が単独で保育・幼児教育の現場の支援に当たる場合にも、支援の対象児やその保護者が抱える問題の状況を見立て、事例ごとに保育カウンセリング

と保育ソーシャルワークのどちらに軸足を置くかを見極めながら支援活動を行うことで、より事例の現状に即した支援が行えると考えられる。本稿では、この視点について詳述することができなかったが、稿をあらためてこの視点の有効性についてさらに論じたい。

保育カウンセリングと保育ソーシャルワーク ナカニシヤ出版
山本由紀子（2016）. 「子育ての社会化」と子どもの育ち 太成学院大学紀要, 18, 83-88.

引用・参考文献

- 浅野房雄（2009）. 一人一人を生かす保育カウンセリングの理論と実践 明治図書出版
- 本田由紀（2014）. 社会を結びなおす 岩波書店
- 石井信子・藤井裕子・森 和子・杉原康子（2014）. 改訂版 乳幼児の発達臨床と保育カウンセリング ふくろう出版
- 伊志嶺美津子（2007）. 子どもと親を幸せにする 保育者・支援者のための 保育カウンセリング講座 フレーベル館
- 丸山直子（2022）. 幼稚園版スクールカウンセラー 導入・活用・実践ガイド 日本法令
- 箕浦康子（1990）. 文化の中の子ども 東京大学出版会
- 大竹直子（2014）. やさしく学べる 保育カウンセリング 金子書房
- 佐伯文昭（2010）. 関西福祉大学社会福祉学部研究紀要, 13, 87-94.
- 滝口俊子（2015）. 子育て支援のための保育カウンセリング ミネルヴァ書房
- 滝口俊子・山口義枝（2008）. 保育カウンセリング（放送大学教材） 放送大学教育振興会
- 富田久枝（編）（2009）. 保育カウンセリングの原理 ナカニシヤ出版
- 富田久枝・杉原一昭（2016）. 改訂新版 保育カウンセリングへの招待 北大路書房
- 藤後悦子（2010）. 保育カウンセリングーここからはじまる保育カウンセラーへの道 ナカニシヤ出版
- 藤後悦子（監修） 藤後悦子・柳瀬洋美・野田敦史・及川留美（編）（2022）. 社会的子育ての実現一人とつながり社会をつなぐ,